○国土交通省告示第六百六十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十七年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年五月二十五日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　蛇堀川

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から六十号までを順次結んだ線及び標柱一号と六十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

長野県小諸市大字甲

字和久井　四一一八番九　一号から四号まで及び六十号

四一一九番五　五号から九号まで

四一二一番一　十号及び十一号

四一二四番二　十二号から十七号まで

四一二四番四　十八号から二十号まで

字伊勢腰　四五五〇番七　二十一号及び二十二号

四五五二番五　二十三号から二十六号まで

四五五一番　二十七号

長野県小諸市大字加増

字西石峠　一〇四四番一　二十八号から三十二号まで

一〇四五番一　三十三号から四十八号まで

一〇四五番三一　四十九号から五十六号まで

一〇四五番三九　五十七号及び五十八号

一〇四五番二二　五十九号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱六十一号から八十号までを順次結んだ線及び標柱六十一号と八十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

長野県小諸市大字甲

字伊勢腰　四五五三番一　六十一号

字伊勢平　四五七二番一一　六十二号

四五七二番五　六十三号から六十五号まで

四五七四番五　六十六号及び六十七号

四五七四番一　六十八号から七十号まで

字一杯水　四五九一番一　七十一号及び七十二号

長野県小諸市大字加増

字ケカチ　一〇〇五番三八　七十三号

一〇〇五番三九　七十四号

一〇〇五番四二　七十五号

一〇〇五番七七　七十六号

一〇〇五番四六　七十七号

一〇〇五番五〇　七十八号

一〇〇五番五八　七十九号

一〇〇五番一〇五　八十号

○防衛省告示第百五号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十七年五月二十五日

防衛大臣　中谷　元

日時　平成二十七年六月一日から同年七月三十一日までの間、〇八〇〇から一八〇〇まで

区域　硫黄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二四度一五分一五秒　東経一四六度二九分四七秒

(イ)　北緯二五度二五分一六秒　東経一四七度三七分四七秒

(ウ)　北緯二五度〇〇分一六秒　東経一四五度三五分四八秒

(エ)　北緯二七度五五分一五秒　東経一四四度五七分四八秒

実施艦等

自衛艦八隻

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○関東地方整備局告示第二百六十四号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号。以下「法」という。）第七十六条第一項の規定により、次の登録建築物調査機関を登録したので、法第七十六条の十において準用する第五十条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十七年五月二十五日

関東地方整備局長　越智　繁雄

一　登録建築物調査機関の名称

日本タリアセン株式会社

二　住所

東京都大田区池上五丁目3番21号

三　代表者氏名

代表取締役　髙橋　伸一

四　登録年月日

平成二十七年五月二十日

五　登録建築物調査機関が建築物調査の業務を行う事業所の名称及び所在地

日本タリアセン株式会社　代々木事務所　東京都渋谷区代々木一丁目36番1号オダカビル4階B号室

○中部地方整備局告示第九十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年五月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年五月二十五日　中部地方整備局長　八鍬　隆

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

三百一号　名古屋市港区大西三丁目六七番から同市港区大西三丁目一番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　中部地方整備局及び同局愛知国道事務所

○中部地方整備局告示第九十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年五月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年五月二十五日　中部地方整備局長　八鍬　隆

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
愛知県海部郡蟹江町舟入一丁目三番から同町舟入一丁目八番まで	前	二九・二三～四一・九三	〇・〇四一
	後	二九・二三～七五・六三	〇・〇四一

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

○中部地方整備局告示第九十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年五月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年五月二十五日　中部地方整備局長　八鍬　隆

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
下呂市萩原町宮田字中ノ下一八〇番一から同市萩原町宮田字中ノ下一四七番一まで	前	九・九〇～一六・四〇	〇・一四〇
	後	一三・四〇～一八・二〇	〇・一四〇

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局高山国道事務所